冒頭、小賀坂副委員長(専門委員長)より、先端設備等投資支援スキームにおけるリースの会計上の取扱いの検討の状況について説明があり、これに続き、神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料 [審議事項(1)] に基づき、同スキームの内容についての説明、及び同スキームに係る借手の会計上の取扱いについて詳細な説明がなされた。また、その後、今回、参考人として招致された経済産業省経済産業政策局産業資金課の佐々木課長より同スキームの内容について補足的な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のと おりである。

- ある委員より、今回の会計上の取扱いの検討では、借手のみを対象としているが、 貸手も対象とする必要はないのかとの質問がなされた。 これに対し事務局からは、経済産業省からの提案に基づいた基準諮問会議からの提 言の対象が本スキームにおける借手の会計上の取扱い及び考え方であることに対応 して、今回の会計上の取扱いの検討では借手のみを対象としているとの回答があった
- 同委員より、リース料の種類として、固定リース料と変動リース料を組み合わせた ものと、変動リース料のみのものについて、借手において同一の会計上の取扱いと することができるかについて検討が必要ではないかとの意見が述べられた。また同 委員より、変動リース料は、リース物件によっては見積りとのブレが大きくなる場 合もあり得る旨に留意して検討すべきとの意見も述べられた。
- ある委員より、本スキームの利用者(借手)にとっては会計基準の運用の安定性が 非常に大切であるので、借手の会計上の取扱いを明確化することには意義があると 考えており、事務局が提案している実務対応報告に記述する内容の方向性に賛成で あるとの意見が述べられた。

最後に、西川委員長より、企業会計基準委員会及びリース会計専門委員会で頂いた意見 を踏まえ、事務局で引き続き検討を進めていく旨の説明がなされた。

以上